

令和5年（2023年）6月9日

保護者様

甲賀市立雲井小学校
校長 中島 園子

出席停止の届け出について

学校保健安全法第19条の規定により、インフルエンザ等、下記の感染症については出席停止となります。病気が治癒し登校されるときには、受診された医療機関で所定の「罹患証明書」に記入していただき、学校に提出していただくこととなっています。ただし、インフルエンザおよび新型コロナウイルス感染症については、「罹患報告書（保護者記入）」を学校へ提出いただくことで、出席停止となります。なお、昨年度まではインフルエンザに罹患された場合、インフルエンザ罹患のわかる薬の説明書等の添付をお願いしておりましたが、本年度より添付していただくかなくてもよくなりました。

証明書及び罹患報告書は学校にありますので連絡いただきましたらお渡しします。学校のホームページからもダウンロードできます。

※5月8日（新型コロナウイルス感染症の拡大が収まるまで）までは、風邪の症状（頭痛・発熱・腹痛・下痢・吐き気・せき・のどの痛み等）で欠席した場合、医療受診の有無にかかわらず、「出席停止」になる旨の連絡をさせていただいておりましたが、5月8日以降は、「欠席」となります。ただ学校・家庭の流行状態を鑑み、「出席停止」になる等、個々に相談をさせていただきます。また風邪の症状等がなくても、感染が心配なため登校しない場合についても学校へご相談ください。

【学校保健安全法の規定による出席停止期間は次の通りです。】

感染症名	学校を休ませる期間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後、1日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化する（かさぶたになる）まで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核 髄膜炎菌性髄膜炎 腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 など	病状により、医師によって感染のおそれがないと認められるまで
その他の感染症 感染性胃腸炎、伝染性紅斑（リンゴ病）、溶連菌感染症マイ コプラズマ感染症、手足口病、伝染性軟属腫（水いぼ）ア タマジラミ、伝染性膿痂疹（とびひ）、ヘルパンギーナ など	病状により、医師によって感染のおそれがないと認められるまで

※ 症状等により長引くこともあります。医師の指示に従ってください。